

環境保健研究センターにおける誤った検査成績書の送付について

1 概要

本日、環境保健研究センターで実施している飲料水（井戸水やマンションの受水槽の水など）の水質検査の検査成績書について、依頼者（2法人）に誤った検査結果を送付した事案が発生しました。

なお、郵送した検査成績書は6月15日時点で未到着ですが、一方の依頼者の検体に係る検査において、基準を超過する項目があったため、検査成績書の郵送に先立ち、連絡しているものです。

2 経緯

- ・ 6月7日 県内保健福祉事務所において飲料水水質検査の依頼を受付、環境保健研究センターに検体搬入、検査開始
- ・ 6月12日 環境保健研究センターから、検査結果について、基準超過があった依頼者（1法人：実際には基準超過がなかった法人）に対して、その旨を連絡
- ・ 6月14日 環境保健研究センターから検査成績書を依頼者（2法人）へ郵送
- ・ 6月15日 検査成績書を見た保健福祉事務所からの指摘により、環境保健研究センターで受付番号と検査番号を再度確認したところ、2法人の検体を取り違えて検査成績書を作成・発送していたことが判明（本日時点で郵送した検査成績書はまだ未到着）

3 対応

依頼者（2法人）には、直ちに謝罪すると共に、正しい検査成績書を手渡ししました。未到着の検査成績書については、改めて回収します。

4 原因

この度の原因は、検査成績書の作成の際、担当職員による確認が十分でなかったことによるものです。

5 再発防止

今後、検体受付から検査成績書の発送まで、各段階の都度、担当職員2名による確認を行い、再発防止に努めてまいります。